

第17号

発行日
2020. 1. 9

Super Highway

JR東労組バス関東本部



JR東労組ホームページ

バス関申
第3号

関東鉄道株式会社への出向に関する緊急申し入れについて 1月7日に団体交渉を行う！③

3. 出向期間満了後は、元職場への復帰を基本とすること。

- (組合) 出向期間満了後は元の職場に戻れるのか。
- (会社) 元職場に戻れるとは限らない。出向から戻る時期に元職場が要員過剰の状態で、他支店が要員不足になっていることも考えられる。
- (組合) 出向は1年と言われ、意思表示をしている人を含めて職場の社員は、元職場に戻れると認識している。
- (会社) 基本や前提で元職場に戻すとは言えない。
- (組合) 基本的な考え方がなければいけない。本人のキャリアも含めて、生活設計がある。新たな職種や転勤希望があり、出向先から元職場じゃない所を希望する人がいる可能性はある。しかし、キャリアを積み、元職場で活かしたいという人もいる。出向に行く時に本人の意見を聞くべきだ。
- (会社) 家庭の事情等も聞いていく。一概に否定しているわけではない。
- (組合) 出向に行く前に丁寧に把握していただきたい。コロナ禍で業務量は想定できないが、今ある本人希望を把握して、それを基本にするべきだ。
- (会社) 配慮出来るものは配慮したい。出向中も意見交換会等によりコミュニケーションを図っていく。
- (組合) 1年後の先のことまで本人と議論していただきたい。本人が1年後は元職場に戻りたいとなれば、最大限受け止めてもらいたい。出向に行くことも戻りこともキャリアを積むことだと、会社としてしっかりバックアップしてもらいたい。
- (会社) 了解。

本人の希望を最優先するべきだ！

4. 出向発令する際は、社員に対して受託拡大の内容、労働条件等について詳細に周知した上で、本人の生活環境・生活設計などを丁寧に把握し、本人希望を最大限尊重すること。

- (会社) 貴側と締結する「労働条件に関する協約（平成5年10月1日締結）」に則り、出向を命ずるにあたり社員に対して出向先での労働条件を丁寧に説明するとともに、社員の不安を払拭するように努めていく。
- (組合) 出向を断るとどうなるのかと不安もある。出向ありきではなく丁寧な説明を行うこと。
- (会社) 丁寧な説明をしていく。出向中も定期的に意見交換を行い、必要があれば関東鉄道に話もする。

5. 受託拡大の実施については、安全と技術レベルの維持・向上が図られ、施策を担う組合員・社員が不安なく達成感を感じ、働きがい維持できるものとする。

- (会社) 今後、さらなる出向を実施する場合においても、出向先との安全性向上と技術・サービスレベルの共有化の担い手として、それにより当該社員のスキルアップに資するよう、会社として支援していく。
- (組合) 関東鉄道での教育・訓練の内容と期間を明らかにすること。
- (会社) 路線が変わるためバス停の確認など2~3週間と考える。習熟度は個人によって違ってくる。
- (組合) 出向者に対する特別な措置はあるのか。
- (会社) 出向により給料が下がることは考えていない。今後の平均賃金に著しい差が発生すれば検討していく。

~④へ続く~